

## 第6回農業再生協議会に関する研究会の開催結果について

### 1 開催日時

令和6年2月14日（水）午後7時から8時まで

### 2 場所

オンライン開催（Zoomを使用）

### 3 開催内容

（1）報告「転作助成と水田農業との関係についての研究プログラムの紹介—水田利用と農地移動に注目して—」

（茨城大学農学部准教授 西川邦夫）

（2）意見交換

### 4 報告内容

- ・西川先生が現在取り組まれている科研費を中心とした研究プロジェクトについて紹介いただいた。
- ・現在、2つプロジェクト（二毛作科研、水田科研（農地市場・農地の移動に着目））を実施。
- ・農地移動の形態について、最近、北日本の方から売買が増えてきている。地代や地価の水準は、基本的には下がり続けている。こうした中、転作助成によって、どういうふうに影響しているのか。水田の受け手、出し手の行動にどう影響しているのか等について注目して、2つの科研を進めていった。
- ・二毛作科研では、宮崎県にて加工用米に関する知見が得られた。晩生品種の作付増加により、裏作のイタリアンライグスの作付けが拡大した。栃木県など、二毛作では春作業がかなり重要であり、コシヒカリをやめて晩生水稲品種の導入などにより、問題解決が図られていた。
- ・晩稲品種の飼料用米拡大により、裏作の麦の作付け拡大がかなりみられる。これまで大豆一毛作であった事例が、表作に飼料用米が入ることで、夏期休耕を解消する事例もある。
- ・岡山県と香川県。とくに岡山県では、酒造好適米を調査した。表作の酒造好適米について晩生品種で広がっており、その結果、裏作の大麦の作付けが維持されている
- ・今後は、北海道、青森などがフィールドワークの中心になると思う。

## 5 意見交換等の内容（質問、意見など）の一部

K さんの疑問「素朴な疑問なのですが、田と畑の価格差にはどのような理由があるのでしょうか。農業委員会に聞いても、回答が得られませんでした」

### 意見交換

- ・基本的には、反収というか、粗収益の差ではないか。田んぼで米が獲れるところの粗収益と、麦・大豆を作る時の粗収益というのは、基本的には田んぼのほうが高いので、稲のほうが高い。この結果、小作料が高いというように解釈される。ただ、これがたとえば、畑で野菜とかを作っているという場合になってくると、おそらく、言うほどの格差は出てこないかなと思う。
- ・神奈川県などの園芸地帯だと、わりと畑の小作料のほうが高かったりする
- ・田と畑の価格差といえば、田んぼのほうが土地改良投資をしている。そういった水利費とかを支払うために、一定程度の小作料維持しておかなければいけないみたいな。そんな説明がされることもある
- ・これまで転作助成の交付金化というのは、ある意味、外出しみたいになっていました。どういうことかという、小作料に含むのではなく、要はそれとは別に転作助成金分を地権者に渡すみたいな。標準小作料とか、そういったものの計算の中に交付金を含んでやるというより、標準小作料は標準小作料として払うのだけれども、それとは別に転作助成金を地権者にそのままあげるみたいな感じで。それが地代化みたいに言われていたわけですが……。地代化は、詳しくわからない部分もありますが……。
- ・茨城県だと、そういう畑地の貸し借りというのは、わりと闇小作というか、相対で処理されている場合が多いので、こういった標準小作料的な地代に上がってこないというところがある。ただ、昔と違って、そういった相対小作での小作料がべらぼうに高いわけではないけれども。そういった農業委員会が提示するようなデータで見た時には、そのズレというのはあるような気がする。

K さんの疑問「水田畑地化で転作交付金はなくなるのに、高い地代と経常賦課金が残るわけなので、価格差に影響があるのでは？」

### 意見交換

- ・今回の水田畑地化の制度というのも何か、土地改良区から抜ける助成が措置された。あれを使うことで、理論的には、経常賦課金を払わなくていいようになる。土地改

良区から抜けることになる。

- ・土地改良区としては、なくなったわけにはならないが、どうなるのか。
- ・そのあたりの措置が不明瞭。
- ・地元の土地改良区では、地区除外を認めない例が多い。希望者はいるけれど、認めない例が多い。畑地化協力金という片足だけ脱退する取り扱いにされるようだ。
  
- ・他県の実情はよくわからないのですが、山口県でいえば、集落営農組織の法人化が進んでおります。ですので、料金設定を法人が行なっている場合が多い。その法人さんが地主、農地を預かっているが、経営所得安定対策の交付金というのは当然、法人が受け取ります。それで、法人が受け取って、その法人から地主さんへ地代を払うということになる。不在地主も多いため、地代をあまり上げることが実際、法人の経営もありますけれど、できない状態にもなってきている。
- ・土地改良区の精算金を支援する制度も一応、措置されているが、なかなか使い勝手が悪くて、評判もあまりよろしくない。

以上